

国民健康保険からのお知らせ

■医療費の節約にご協力ください

国民健康保険は、被保険者の皆さんが病気やケガをしたときに備えて、安心して医療が受けられるよう、お互いが助け合って負担しあう医療保険です。国保運営は、被保険者からの国保税と国・道からの負担金等で賄われていますが、小平町国保運営は、とても厳しい状況となっており、医療費適正化等の取り組みがますます重要となってきています。国保運営を健全に進めるため、被保険者皆さんのご協力をお願いいたします。

■医療費の節約を進めるために

○特定健診を受けましょう！

国保被保険者の方は健診費用が無料です。生活習慣病は、自覚症状がないまま進行します。ご自身で健康だと思っている方も、定期的に健診を受けることで、早期発見につながります。また、保健師から病気の予防方法などの保健指導を受けることもできます。

○重複受診はやめましょう！

同じ病気で複数の医療機関で受診する「重複受診」は、かかった医療機関の数だけ初診料が重なり、患者本人の負担が増えることはもちろん、検査や処置も増え、体の負担だけでなく、医療費が増える要因となります。病気に対する処置やお薬など、医師や薬剤師に納得いくまで質問する、かかりつけ医を持つなどし、医療費の節約に努めましょう。

○ジェネリック医薬品を利用しましょう！

ジェネリック医薬品は、これまで使われてきたお薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格のお薬です。ジェネリック医薬品は医療用医薬品のため、病院や診療所の医師による処方箋が必要です。利用にあたっては医師・薬剤師等にご相談ください。

○国民健康保険税は納期限までに納めましょう！

国民健康保険は、皆さんから納めていただいている国民健康保険税が大切な財源です。国民健康保険税の期限内納付にご協力ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免については、お問い合わせください。

■一部負担金の減免および徴収猶予制度について

災害等特別な事由により、著しく生活が困難になったと認められる場合には、医療費の減額、免除、徴収猶予を申請することができます。

○対象となる特別な理由

- ①干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ②震災、風水害、火災、その他これに類する災害により、資産に重大な損害を受けたとき。
- ③事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

※認定基準等、詳細についてはお問い合わせください。

◎問い合わせ先 保健福祉課保険係 (内線 271・287)

小平町高齢者グループハウス「やすらぎ荘」、「はまなす荘」の入居者を募集しています

*入居資格 小平町に住所を有するおおむね 65 歳以上で、介護保険法に基づく要介護認定申請において「自立等」と判定された一人暮らしの方および夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。

「やすらぎ荘」

■所在地 小平町字小平町 377 番地の 2
 ■募集室数 1 室
 ■使用料 居室使用料 (月額) 11,300 円
 共有室使用料
 1 人入居の場合: 月額 2,000 円
 2 人入居の場合: 月額 4,000 円

「はまなす荘」

■所在地 小平町字鬼鹿港町 287 番地の 1
 ■募集室数 2 室
 ■使用料 居室使用料 (月額) 10,100 円
 共有室使用料
 1 人入居の場合: 月額 2,000 円
 2 人入居の場合: 月額 4,000 円

※居室における光熱水費 (電気料・上下水道料) は、各室ごとの自費負担となります。

※お申し込みが募集室数を超えた際は抽選となる場合がございますので、予めご了承願います。

◎申し込み・問い合わせ先

保健福祉課福祉係 (内線 272) もしくは鬼鹿支所 (☎ 57-1111)・達布支所 (☎ 58-1111)